

山梨県公報

第百五十五号

令和七年

十月二十七日

月 曜 日

目次

告示

○指定納付受託者の指定……………	五八五
○山梨県指定有形文化財の指定……………	五八五
○山梨県指定天然記念物の指定の解除……………	五八六
○山梨県指定有形文化財の指定の解除……………	五八六
○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(三件)……………	五八六
訓令	
○職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………	五八七
公告	
○換地計画の決定(三件)……………	五八七
○開発行為に関する工事の完了について……………	五八八

告示

山梨県告示第二百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 三井住友カード株式会社 東京都江東区豊洲二丁目二番三十一号S M B C 豊洲ビル
 - 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 クレジットカード等を利用して納付する山梨県立やまなし地域づくり交流センターの使用料
 - 指定納付受託者を指定した日 令和七年九月十二日
 - 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
- (一) VISA

(二) MasterCard

2 次に掲げる電子マネー

(一) 交通系IC

(二) iD

3 次に掲げるコード決済

(一) d払い

(二) PayPay

(三) au PAY

(四) 楽天ペイ

五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年九月十二日から令和十一年三月三十一日まで

山梨県告示第二百七十五号

山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

令和七年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県指定有形文化財

(彫刻の部)

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造釈迦如来坐像	一 軀	木造、割劔造、玉眼嵌入、像高四一・五センチメートル	宗教法人 長栄山本 国寺	南巨摩郡身延町下山二二七 一番地	笛吹市御坂町成田一五〇 一番地の 一山梨県立博物館及び南巨摩郡身延町下山二二七 一番地
附四菩薩立像	四 軀				

(考古資料の部)

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
----	----	--------	-----	--------	-------

暗文絵画土器	一点	土師器 坏蓋 直径一六・二センチメートル 現高約三・一センチメートル	甲府市	甲府市丸の内一丁目一八番一号	甲府市岩窪町二六一番地一
和歌刻書土器	一点	土師器 皿一点 口径一一・七センチメートル 底径六・〇センチメートル 器高二・六センチメートル	甲州市	甲州市塩山上於曽一〇八五番地一	同上

山梨県告示第二百七十六号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十二条第一項の規定により、次の山梨県指定天然記念物の指定を解除する。

令和七年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
史跡名勝天然記念物の部
天然記念物

名 称	所 在 地	所 有 者
一宮浅間神社の夫婦ウメ	笛吹市一宮町一ノ宮二六八四番地	浅間神社

山梨県告示第二百七十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四条）第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたので、山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第五条第三項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定は解除された。

令和七年十月二十七日
山梨県知事 長 崎 幸太郎
県指定有形文化財
（考古資料の部）

名 称	員 数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
安道寺遺跡出土品	土器 六点	深鉢形土器二点 把手残欠四点	山梨県	甲府市丸の内一丁目六番一号	甲府市下曽根町九二三番地山梨県立考古博物館

山梨県告示第二百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年十月二十七日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 中北地区食品衛生協会 山梨県韮崎市本町四丁目二番四号
 - 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県手数料等収納用決済端末を利用して徴収する手数料及び狩猟税
 - 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年十月十五日
 - 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで
 - 指定公金事務取扱者が納入から納付を受ける方法 山梨県手数料等収納用決済端末

山梨県告示第二百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 峡東地区食品衛生協会 山梨県山梨市下井尻一二六番一号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県手数料等収納用決済端末を利用して徴収する手数料及び狩猟税
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年十月十五日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 山梨県手数料等収納用決済端末

山梨県告示第二百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年十月二十七日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 富士・東部地区食品衛生協会 山梨県富士吉田市上吉田一丁目二番五号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県手数料等収納用決済端末を利用して徴収する手数料及び狩猟税
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年十月十五日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 山梨県手数料等収納用決済端末

訓 令

山梨県訓令甲第二十七号

本 庁
出 先 機 関
職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中二十九の項を三十の項とし、十一の項から二十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の次に次の一項を加える。

十一 スタートアップ・経営支援課	スタートアップの支援に関する業務	甲府市川田町
------------------	------------------	--------

附 則

この訓令は、令和七年十一月五日から施行する。

公 告

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（日下部地区一―四工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和七年十月二十八日から令和七年十一月二十六日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年十二月十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年四月二十六日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（菱山地区三工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和七年十月二十八日から令和七年十一月二十六日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年十二月十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年四月二十六日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（山地区四―一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和七年十月二十八日から令和七年十一月二十六日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年十二月十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年四月二十六日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 審査対象区域は南都留郡山中湖村山中字茶屋の段二百四十八番一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急行株式会社 代表取締役 堀内 光一郎